

平成28年9月定例会の報告

平成28年9月定例会が8月31日から9月23日までの24日間開催され、平成27年度一般会計歳入歳出決算など認定案件11件をはじめ、51議案を審査し、それぞれ決定しました。

また、議員提出案件の公共施設等総合管理計画に関する「特別委員会の設置」、「学校教育現場の体制整備と財源確保を求める意見書」を可決しました。（議案一覧表についてはP7を参照）

8月31日 本会議

報第9号から報第11号までの報告案件について報告がありました。

また、認定案件・事件案件・予算案件について議案説明の後、各委員会に付託しました。

9月7・8・9日 一般質問

一般質問を行いました。（P8～12参照）

9月13日 総務厚生委員会

議第60号

地域再生法に規定す

【論点①】固定資産税の特例の対象となる範囲
 ・指定地域内の建物の賃貸については対象とならない。
 ・指定地域内の土地の購入については、取得日から一年以内に家屋等の建設に着手した場合、対象となる。

【論点②】地域再生計画との関連
 ・地域再生計画では、飛驒・郡上地域の目標を平成31年度までに、施設整備5件、雇用創出35人としているが、高山市独自の目標は定めていない。
 ・現在、飛驒・郡上地域企業誘致戦略推進協議会を設立し、情報交換を行い、取り組みの連携を図っている。

【論点①】データ管理
 ・システムの故障など、様々な問題が起きた場合は、代理店がその業務を担うことになるが、システムエンジニアによる迅速な対応が可能である。
 ・災害時のバックアップについては、メインサーバー台と、セカンダリサーバー台を各診療所で管理する。システムの保守につ

【論点②】システム導入による効果
 ・電子カルテの内容が、会計事務などにつながることで、受付から会計処理までの時間縮減が図られる。
 ・検査結果を画面上に表示して過去のデータと比較したり、グラフ化することによって、医師から患者への説明がわかりやすくなる。

議第66号 財産の取得について

（直営の6診療所に医事一体型電子カルテシステムを購入するもの）

9月14日 文教産業委員会

議第63号

高山市公民館設置条例の一部を改正する条例について

（国府公民館の管理を指定管理者に行わせるため改正するもの）

【論点①】施設の状況及び利便性向上

・国府公民館は、国府文化ホールと併設となっており、文化ホールを使われる方の約

25%は公民館も同時に利用している。しかし、対応窓口は一元化されておらず、公民館は、支所の職員が対応し、文化ホールは、指定管理者が対応しているため、その不便さを是正する。

【論点②】管理を移行するための準備行程

・10月頃までに、優先交渉権者を決定し、12月議会に、指定管理者の指定について上程予定。年明けに、管理準備の引き継ぎ等を行い、平成29年4月1日より指定管理を開始する予定。



こくふ交流センター
 (左:国府文化ホール 右:国府支所、国府公民館)